

医療法人 健和会 奈良東病院のご案内

管理責任者	病院長 菊池 英亮
診療科目	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・脳神経内科・皮膚科・整形外科・リハビリテーション科・放射線科・脳神経外科
診療日時	午前診 9:00～12:00(月曜日～金曜日・受付11:30まで) 午後診 13:00～16:00(木曜日、金曜日・受付15:00まで)
休日	土・日・祝日及び12月30日～1月3日 (急患は常時受付)
ベッド数	162床

当院は、保険医療機関であり診療報酬(医療費)算定にあたり、各施設基準等に適合している旨の届出を行い実施しています。
なお、医療費等に関する詳しい内容につきましては、本館1階受付(医事課)にてご確認ください。

地域包括ケア病棟入院料1 看護職員(13:1)	本館3階病棟(44床) 当病棟においては常時、1日に看護を行う看護職員の数は、当病棟の入院患者の数が13人に対して1人です。また常時、夜勤を行う看護職員の数は2人です。	
回復期リハビリテーション病棟入院料2 看護職員(13:1) 看護補助者(30:1)	本館4階病棟(40床) 当病棟においては常時、1日に看護を行う看護職員の数は当病棟の入院患者の数が13人に対して1人、1日に看護補助を行う看護補助者の数は当病棟の入院患者の数が30人に対して1人です。また常時、夜勤を行う看護職員の数は2人、看護補助者の数は1人です。	
障害者施設等入院基本料 看護職員(10:1)	北館1階病棟(36床) 当病棟においては常時、1日に看護を行う看護職員の数は、当病棟の入院患者の数が10人に対して1人です。また常時、夜勤を行う看護職員の数は2人です。	
療養病棟入院基本料1(8割以上) 看護職員(20:1) 看護補助者(20:1)	北館2階病棟(42床) 当病棟においては常時、1日に看護を行う看護職員の数は当病棟の入院患者の数が20人に対して1人、1日に看護補助を行う看護補助者の数は当病棟の入院患者の数が20人に対して1人です。また常時、夜勤を行う看護職員の数は1人、看護補助者の数は1人です。	
の 入 院 診 療 計 画 書	入院診療計画書	入院の際に医師・看護師・その他関係職種が共同して入院診療計画を策定し、患者様に対して病名、症状、治療計画、推定入院期間など入院後7日以内に文書により説明を行います。
	院内感染防止対策	職員等に対し、手洗いの励行を徹底させるとともに、各病室に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液が設置されており、また、各病棟にて「感染レポート」が週1回程度作成され、院内感染防止対策委員会において十分に活用されている体制等、その内容を基準どおり行っております。
	医療安全管理体制	安全管理のための指針・医療事故、インシデント等の院内報告・改善策が整備され、安全管理委員会を月1回程度開催し、体制確保のための職員研修を開催するなど、その内容を基準どおり行っております。
	褥創対策	褥創対策に係る専任の医師及び専任の看護職員などから構成される褥瘡委員会を毎月開催するとともに、日常生活において自立度の低い入院患者様、褥創に関する危険因子のある患者様及び既に褥創を有する患者様に対しては褥瘡について危険因子の評価を実施するなど、その内容を基準どおり行っております。
	栄養管理体制	栄養管理を担当する常勤の管理栄養士が1名以上が配置されており、入院患者様毎に作成された栄養管理計画に基づき、関係職種が共同して患者様の栄養状態等の栄養管理をおこなうなど、その内容を基準どおり行っております。

本館3階病棟	
療養環境加算	当該病棟の病室(特別の療養環境の提供に係る病室を除く)の病床面積は、1病床当たり8㎡以上あります。
看護職員配置加算	当病棟においては常時、1日に看護を行う看護職員の数は、当病棟の入院患者の数が50人に対して1人を最少必要人数に加えています。
看護補助者配置加算	当病棟においては常時、1日に看護補助を行う看護補助職員の数は、当病棟の入院患者の数が25人に対して1人です。

本館4階病棟	
体制強化加算	患者様の早期の機能回復、早期退院を一層促進する観点から、より充実したリハビリテーションを提供できる体制を備えております。

北館1階病棟	
特殊疾患入院施設管理加算	重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷者等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等を概ね7割以上入院させている障害者施設であり、当該病棟における入院患者様に対する看護職員及び看護補助者比率による看護を基準どおり行っております。
看護補助加算	患者様が安心して適切な医療を受けることができるよう、看護補助を行う看護補助職員の数は、当病棟の入院患者の数が30人に対して1人です。
夜間看護体制加算	夜間における看護職員の業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されています。

北館2階病棟	
療養病棟療養環境加算1	当病棟の病床数は、1病室につき4床以下であり、病室床面積は、患者様1人につき、6.4㎡以上、病室に隣接する廊下幅は、1.8m以上、両側に居室がある廊下幅は、2.7m以上あり、また、病棟床面積は、患者様1人につき16㎡以上あるなど、当該加算の基準を満たしております。

診療録管理体制加算2	患者様に対し診療情報の提供が行われており、また、1名以上の専任の診療記録管理者の配置その他診療記録管理を行うにつき、必要な体制が整備されているなど、その内容を基準どおり行っております。
重症皮膚潰瘍管理加算	個々の患者様に対する看護計画の策定・状態の継続評価及び適正な医療用具の具備、また、褥瘡等の皮膚潰瘍の早期発見や重症化の防止にふさわしい体制など、その内容を基準どおり行っております。
医療安全対策加算2	医療安全対策に係る研修を受けた専任の薬剤師、看護師等が医療安全管理者として配置されております。
医療安全対策地域連携加算2	他の医療機関と連携し、医療安全対策に関する評価を行っています。
在宅療養支援病院	高齢者の方ができる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら生活を送れるように、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制を確保し、訪問診療・在宅療養を行います。
薬剤管理指導料	患者様に対し適切な薬学的管理を行い、医薬品情報の収集・伝達をおこなうための医薬品情報管理室を有し、薬剤管理指導を行うに必要な薬剤師を配置するなど、その内容を基準どおり行っております。
検体検査管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)	当院では、外部の精度管理事業への参加及び臨床検査の適正化に関する委員会を設置しております。また臨床検査を担当する常勤の医師1名を配置し、緊急検査が常時実施できるなど、その内容を基準どおり行っております。
胃瘻造設術 (経皮的内視鏡下胃瘻造設術 腹腔鏡下胃瘻造設術を含む)	医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術を行っております。
CT撮影及びMRI撮影	16列以上64列未満のマルチスライスCTを使用し、撮影を行っております
脳血管疾患等 リハビリテーション料(Ⅰ)	脳血管疾患等リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師1名を含む常勤医師2名以上・専従の常勤理学療法士5名以上・専従の常勤作業療法士3名以上・専従の常勤言語聴覚療法士1名以上併せて10名以上勤務しているなど、当該加算の基準を満たしております。
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	運動器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師1名以上・専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士が合わせて4名以上が勤務しているなど、当該加算の基準を満たしております。
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	呼吸器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師1名以上・呼吸器リハビリテーションの経験を有する専従の常勤理学療法士1名を含む常勤の理学療法士2名以上が勤務しているなど、当該加算の基準を満たしております。
廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)	廃用症候群リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師1名以上・専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士が合わせて4名以上が勤務しているなど、当該加算の基準を満たしております。
集団コミュニケーション療法料	専任の常勤医師1名以上及び専従する常勤言語聴覚士1名を配置し、複数の患者様に対して訓練を行い実施計画を作成するなど当該加算の基準を満たしております。
データ提出加算1・3(ロ)	診療報酬の請求状況、手術の実施状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出しております。
認知症ケア加算3	認知症の患者様に対しての、適切な看護計画を作成するなど当該加算の基準を満たしております。
在宅時医学総合管理料 施設入居時等医学総合管理料	在宅での療養を行っている方、施設入居者で通院が困難な方に対して総合的な在宅療養計画を作成し、計画的な医学管理の下に月2回以上の定期的な訪問診療を行います。
入院支援加算1	入院時から退院時まで患者様に安心して過ごしていただき、納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、支援いたします。
二次性骨折予防継続管理料(2)(3)	骨粗鬆症を有する大腿骨近位部骨折の患者様に対して、継続的に骨粗鬆症の評価を行い、必要な治療を行います。

入院時食事療養費(Ⅰ) 入院時生活療養費(Ⅰ)	当病院の入院患者様に提供する食事は、管理栄養士によって管理された食事が、適時(夕食については6時以降)適温で提供され、必要に応じて「栄養指導」を行っております。
食堂加算	当病棟の食堂床面積は、1病床当たり0.5㎡以上あります。

患者様の負担による“付添看護(家政婦等)”は認められません。ただし、患者様の負担によらないご家族様等の付添については、患者様またはご家族様が希望する場合に限って、医師の治療上及び看護上の判断により、必要最小限の期間は、許可されることがあります。

保険外負担について			
当病院は、特定療養費の取り扱いに基づき、患者様またはご家族様が「特別室」を希望する場合に、その差額室料として、下記金額を申し受けます。 (但し、当病院の都合や、治療上の必要から入院して頂いた場合は除かれます。)			
		個室(305・306・505・506号室) 2人部屋(301・302・303・502・503号室)	1日につき 7,700円 1日につき 3,850円
当病院では、以下の項目について、その使用料、利用回数等に応じた実費の負担をお願いしています。			
おむつ証明	1通につき 1,100円	テレビ貸出(リース)	1日につき 187円
入院証明書(生命保険会社の用紙)	1通につき 3,300円	診療情報コピー代	1枚につき 20円
特殊疾患等(各種届出)	1通につき 3,300円	カルテ開示手数料(コピー代)	1枚につき 20円
年金診断書(身体障害用)	1通につき 5,500円	散髪代(外部委託業者へ申込み)	1回につき 1,300円～
身体障害者診断書等	1通につき11,000円		1,870円
施設入所用診断書	1通につき11,000円		
死亡診断書(2通目まで)	1通につき 3,300円		
死亡診断書(3通目以降)	1通につき 1,100円		
死後処置料	11,000円		
死後処置用寝衣	1,540円		
レントゲン等(CD-R)	1枚につき 770円		